【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【会社名】

【英訳名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【最寄りの連絡場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【届出の対象とした募集有価証券の種類】

【届出の対象とした募集金額】

有価証券届出書

東海財務局長

平成25年6月11日

富士精工株式会社

FUJI SEIKO LIMITED

取締役社長 森誠

愛知県豊田市吉原町平子26番地

(0565)53-6611(代表)

専務取締役管理部門担当 鈴木 龍城

愛知県豊田市吉原町平子26番地

(0565)53-6611(代表)

専務取締役管理部門担当 鈴木 龍城

新株予約権証券

その他の者に対する割当 0円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 の合計額を合算した金額 238,680,000円

- (注) 1. 本募集は、平成25年5月22日開催の当社第55回定時 株主総会の決議及び平成25年6月11日開催の当社取 締役会決議に基づき、ストックオプションの付与を 目的として新株予約権を発行するものであります。
 - 2 . 募集金額は、新株予約権がストックオプションとしての 目的で発行され、新株予約権につき金銭の払込みを 要しないため、0円とします。
 - また、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券 届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額であります。
 - 3.新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株 予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場 合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合 には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少い たします。

該当事項はありません。

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

(リ)【労朱のホロ】			
発行数	702個(注) (注)上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割当っ る新株予約権の数(以下、「割当新株予約権数」という。)が減少する ことがあります。		
発行価額の総額	0円		
発行価格	0円		
申込手数料	該当事項はありません。		
申込単位	1個		
申込期間	平成25年6月20日(木)から平成25年7月9日(火)		
申込証拠金	該当事項はありません。		
申込取扱場所	富士精工株式会社 経営管理部		
払込期日	該当事項はありません。		
割当日	平成25年 7 月13日		
払込取扱場所	該当事項はありません。		

- (注)1.新株予約権証券(以下、「本新株予約権」という。)については、平成25年5月22日開催の当社第55回定時株主総会決議及び平成25年6月11日開催の当社取締役会決議に基づき発行されるものであります。
 - 2. 申込みの方法
 - 申込期間内に所定の申込書を申込取扱場所に提出することにより行うこととします。
 - 3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであり、当社取締役及び監査役、幹部社員ならびに当社子会社等の取締役に対して行うものであります。
 - 4 . 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりであります。なお、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人 数	割当新株予約権数
当社取締役	6名	120個
当社監査役	3名	30個
当社幹部社員	89名	517個
当社子会社等の取締役	4名	35個
合 計	102名	702個

(2)【新株予約権の内容等】

	以为 		
新株予約権の目的となる 株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 です。なお、当社普通株式の単元株式数は1,000株であります。		
新株予約権の目的となる 株式の数	702,000株 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下、「付与株式数」という。)は 1,000株とします。 但し、(注)1.の定めにより付与株式数の調整を行うことがあります。		
新株予約権の行使時の払 込金額	新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき1株当たりの金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とし、行使価額は、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の名古屋証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.10を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。 但し、当該金額が割当日の終値(取引が成立しない場合は、その前の直近終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とします。 なお、(注)2.の定めにより行使価額の調整を行うことがあります。		
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価額の総額	金 238,680,000円(注) (注)本有価証券届出書提出時の時価を基礎として算出された見込額です。 但し、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当て を受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を 消却した場合には、上記金額は減少いたします。		
新株予約権の行使により 株式を発行する場合の株 式の発行価格及び資本 組入額	1.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 1株あたりの発行価格は、行使価額と同額とします。 2.資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額 は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 に記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とします。		
新株予約権の行使期間	平成27年7月13日から平成30年7月12日までとします。 但し、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。		
新株予約権の行使請求の 受付場所、取次場所及び 払込取扱場所	1.新株予約権の行使請求の受付場所 富士精工株式会社 経営管理部2.新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。3.新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社大垣共立銀行 安城支店		
新株予約権の行使の条件	 1.新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利 行使時において当社取締役、監査役、従業員及び当社子会社等の取締役、従業 員の地位にあることを要するものとします。 但し、任期満了による退任、定年による退職、その他当社取締役会が正当な理由 があると認めた場合はこの限りではありません。 2.新株予約権の相続はこれを認めません。 但し、業務上にかかる原因により新株予約権者が死亡した場合に限り、取締役 会決議によりその相続人の相続を認めるものとします。 3.新株予約権者は、新株予約権個数の全部又は一部につき行使することができ るものとします。 但し、一部を行使する場合には、割当てられた新株予約権の整数倍の単位で行 使するものとします。 		

自己新株予約権の取得の 事由及び取得の条件 新株予約権の譲渡に関す る事項	1. 当社は、新株予約権者が上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当該新株予約権を無償で取得することができるものとします。 2. 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができるものとします。 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割、株式交換又は株式移転(以下、「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイから水までに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとします。なお、この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を変付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。交付する再編対象会社の新株予約権の数新株予約権の指令する残存新株予約権の数と同一の数とします。新株予約権の目的となる株式の数組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとします。新株予約権の行使に際して出資される財産の価額組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとします。新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記「新株新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定します。譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとします。新株予約権の取得の事由及び条件上記「新株予約権の取得の事由及び条件上記「新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定します。

(注)1.付与株式数の調整

新株予約権の割当日後、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。

但し、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整により生ずる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以下、「合併等」という。)を行う場合、その他付与株式数の調整を必要とする場合には、当該条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

2. 行使価額の調整

割当日以降、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整します。

当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>1</u> 分割・併合の比率

当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数については、これを切り上げるものとします。

調整後
行使価額調整前
行使価額×無式数
・株式数新規発行株式数
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・<br/

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

割当日後、当社が合併等を行うなど、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、合併等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で行使価額を調整するものとします。

- 3.新株予約権の行使請求及び払込みの方法
 - 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入 し、記名押印又は署名のうえ、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものと します。
 - 前の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使にかかる新株予約権数を乗じた金額の全額を、会社法第281条第1項の規定に従い、現金にて上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとします。
- 4.新株予約権の行使の効力発生時期等

新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第282条の規定に従い新株予約権を行使した日に、当該新株予 約権の目的である株式の株主となります。

- 5.株式の交付方法
 - 当社は、新株予約権の行使の手続き終了後、速やかに新株予約権者の本人名義の振替口座簿への記載もしくは記録により、株式の発行又は移転を行います。
- 6.新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め
 - 割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合において、上記(注)1.に規定する算式により付与株式 数が調整され、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について、調整により生ずる1株 未満の端数については、これを切り捨てるものとします。
- 7. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

新株予約権の目的となる株式については、社債、株式等の振替に関する法律の規定が適用されます。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額 (注)1	発行諸費用の概算額 (注)2	差引手取概算額
238,680,000円	500,000円	238,180,000円

- (注)1.払込金額の総額は、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額であり、本有価証券届出書提 出時の時価を基礎として算出した見込額です。
 - 2.発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
 - 3.新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額は減少いたします。

(2)【手取金の使途】

- 今回の募集は、当社取締役及び幹部社員ならびに当社子会社等の取締役の業績向上への意欲や士気を一層高めること、当社監査役の適正な監査に対する意識を一層高めることにより、当社グループの健全な経営と株主利益の向上に資することを目的として、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであり、資金調達を目的としておりません。したがって、本件新株予約権は無償で発行し、新株予約権の新規発行による手取金は発生いたしません。
- また、新株予約権の行使による資金の払い込みは、新株予約権の割当てを受けた者の判断によるため、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。このため、手取金は当社の運転資金に充当する予定でありますが、具体的な金額については、新株予約権の行使による払込みがなされた時点の資金状況に応じて決定いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】 該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1【事業等のリスクについて】

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第55期)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。 また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないものと判断しております。

2【臨時報告書の提出】

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第55期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、平成25年5月24日付で臨時報告書を提出しております。 その報告内容は下記のとおりであります。

1 提出理由

平成25年5月22日開催の当社第55回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1)当該株主総会が開催された年月日 平成25年5月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

- 1 期末配当に関する事項 当社普通株式1株につき3円
- 2 その他の剰余金の処分に関する事項 増加する剰余金の項目とその額 別途積立金 700,000,000円

減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 700,000,000円

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、森 誠、鈴木龍城、水谷 肇、安藤 功、鈴木 聡及び片山貴雄を選任する。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役6名(うち社外取締役1名)及び監査役3名に対し、役員賞与総額13,890,000 円を支給する。

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決される ための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	12,335	106	0	(注)1	可決(97.88%)
第2号議案 森木谷藤木谷藤木山 安鈴木山貴雄	12,386 12,391 12,391 12,391 12,391 12,378	55 50 50 50 50 50	0 0 0 0 0	(注)2	可決(98.29%) 可決(98.33%) 可決(98.33%) 可決(98.33%) 可決(98.33%) 可決(98.22%)
第3号議案	12,355	86	0	(注)1	可決(98.04%)
第4号議案	12,037	404	0	(注)3	可決 (95.52%)

- (注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。
 - 1.第1号議案及び第3号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
 - 2.第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
 - 3.第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権数の一部を加算しなかった理由 本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合 計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株 主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度	自 平成24年3月1日	平成25年 5 月23日
	(第55期)	至 平成25年2月28日	東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき、本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 5 月22日

富士精工株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

公認会計士 木造 眞博

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

岸田好彦

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士精工株式会社の平成24年3月1日から平成25年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士精工株式会社及び連結子会社の平成25年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

EDINET提出書類 富士精工株式会社(E01503) 有価証券届出書(組込方式)

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、富士精工株式会社の平成25年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、富士精工株式会社が平成25年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 . 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . 連結財務諸表の範囲には X B R L データ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年5月22日

富士精工株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 木造質博

指定有限責任社員 公認会計士 岸田好彦 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている富士精工株式会社の平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、富士精工株式会社の平成25年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1.上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。